公益財団法人長野県スポーツ協会
長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則

（総則）

第１条　本細則は、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第３条により、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

（基本基準）

第２条　登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第２条に準ずるものとする。

（基本基準の適用範囲）

第３条　基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に準ずるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（１）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・　定期的※1なスポーツ活動を２種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・　次の世代区分のうちいずれか２区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） Ａ）未就学児 Ｂ）小学生 Ｃ）中学生 Ｄ）高校生（～18 歳） Ｅ）～29 歳 Ｆ）～39 歳 Ｇ）～49 歳 Ｈ）～59 歳 Ｉ）～69 歳 Ｊ）70 歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・　クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも１名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・　定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも１名は配置されている。※3

	④安全管理体制を整備している。	・　緊急連絡体制を整備している。※4
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・　規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・　非営利組織である。※6
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・　規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・　事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※１：定期的とは、年間で１２回以上実施することを示す。

※２：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員とみなす。

※３：当面の間は、移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※４：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※５：規約・会則・定款等を指す。

※６：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は、対象外。

（改定）

第４条　本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の３分の２以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附　則

１　本細則は、令和４年４月１日から施行する。